行為の失敗と不自由の信念

壁谷彰慶

1 はじめに：失敗を主題にすること

「自然主義」という立場を、自然科学によってあらゆる現象を説明し尽くせると考える立場だとみなしてよければ、その立場に立つ限り、人のふるまいに関するもろもろの事象も相応の仕方で自然科学の図式のうちで説明されることになる。さらにまた、自然科学的説明が法則的な一般性を本質的に要求するものであるならば、自然主義者は人の行為についての説明をも法則性のもとに回収できると考えなければならなくなるだろう。しかしその立場は、行為は失敗するものであるという事実を踏まえるならば、維持しがたい立場になるのではないだろうか。

本論集のテーマと関連させて目下の私の関心事を述べればこのようになるが、実を言えばこのような問題関心とは独立に、しばらく私は行為の失敗について哲学的なアプローチを試みている。そしてその動機となっているのは、次のような二つの懸念である。一つは、哲学の伝統において古くから物議をかもしてきた自由意志の問題――自由意志と決定論との両立可能性の問題――において、行為の失敗という事象は決定論的世界観を否定する証左となるのではないか、という懸念である。意図したことがなせないということは、ある意味では因果的決定論を反証する現象であるように私には思える。つまり、意図した行為をなし損ねるという現象や、何かをなしえないという不測の事実は、因果法則によってであれ、論理的決定関係によってであれ、ある時点の世界状態があらかじめ決定していたとする素朴な決定論的世界観と齟齬をきたすように見えるのである。もしもこの直観が正しければ、さらに歩みを進めて、失敗を包摂的に説明できるような仕方で決定論的主張を修正する必要があるだろう。そしてその意味で失敗について考察することは、「不自由」概念の分析にも貢献することになる。動機となっているもう一方の懸念は、行為という現象に関する感覚として私は、行為の生起ではなく、行為が生起しないことのほうに強い実感を抱くからである[1]。こうした行為が生起しないという感覚の背後には、自身が何かを「なそうとした」感覚と、その何かが実現されない世界との、二つの

[1] 実は、失敗にたいする私の関心を支える懸念はもうひとつある。それは、失敗のさいに、後悔というかたちで、ほかの可能性を見るという事実である。これは第一の懸念にもつながっているが、自由意志論において言及される他可能性は、日常的な文脈の範囲に収めるならば、行為の失敗と密着した概念装置である、というのが、もっかの私の推測である。

事柄についての把握が伴われている。とりわけ哲学的分析がまず必要になるのは、何かを「なそうとした」感覚の方を支えている意図のほうの側面である。そこでそれがどのようなあり方をしているのかを以下で考える。

ところで、「失敗」という用語のもつ日常的意味は広い。そのうちには不履行による失敗や過失といった、当人の抱いていた意図とは独立に特定され、まったく当人に不本意な仕方で帰属される失敗も含められてしまう。そうした失敗は、状況ごとに多岐にわたる要因が絡み合うことで存立しており、ケーススタディによって考察するのが適切である。他方、本稿の主題は「なそうとした」感覚を支える意図のあり方のほうにあるので、取り上げる失敗も、今述べたような失敗を取り除いた種類の失敗、すなわち「意図的行為の失敗」に限ることにする[2]。

さて、一般に行為の失敗について論じるさい、行為の場面における行為者の認知状態に言及することが必要になる。というのも、行為者当人が、自分は何を＜なしている＞のかについて抱いている信念と、自分が何を＜なしうる＞のかについて抱いている信念が、失敗の存否に本質的に関与しているからである[3]。よって、前もって述べておけば、以下で私は、失敗のさいに行為者に抱かれている認識状態を整理しながら、それが行為に対してどのような制約になっているのかを論じることになる。

2 個別行為の失敗／普遍的な信念としての不自由

あらためて言うことでもないが、われわれの行為は多くの制約を受けている。それは、腕を縛られていたり、所持金が少なかったりするといった状況による制約もあれば、タガログ語を話せなかったり、斧を持ち上げられなかったりすることによる、行為者自身の能力による制約もある。また、身体的・物理的な不可能性ではなく、行為者が自らに課している心理的な制約もある。「（自分が語学が苦手なので）タガログ語が話せない」と思っていたり、「（運動神経が悪いので）一輪車に乗れない」と思っているような状況を考えてみればよい。そこで働いている制約は、行為者自らが形成した「信念」によって与えられてい

[2] そして私は、失敗という事態を、典型的には、①何かがができるし、②それをなそうと努めたにもかかわらず、③それが達成されない（できない）、という三つの点で特徴づけられる事態だと考える。

[3] 誤信念ゆえに招かれる失敗とは、自身をとりまく世界についての知識が欠如していることによって招かれる失敗である。つまり、①自分が何者であるのかの知識[自己同定知識]、②自分のふるまいがその状況で何を引き起こすのかの知識[因果連鎖の知識]、③自分が倫理的に何をしてよく、何をなすべきでないのかの知識[倫理的知識]、といった知識の欠如によって生じるものである。そして、行為者がこれらについて無知である（無意識である）ことは、たいてい行為の失敗の非難の対象となる。

る[4]。（この信念は、ふだん「食わず嫌い」と称される態度を生み出す信念と同種である。）

こうした心理的制約による不自由や不自由を形成する信念を通して見えてくるのは、あらかじめ形成されている普遍的な信念から、個別行為の不自由さの信念に至る、という生成過程である。実生活においてこれまで得てきた経験から、たとえば「自分は語学が苦手である」という信念を形成したがゆえに、「自分は目の前のロシア人と会話できない」と思うのであり、また、「自分は運動神経が悪い」という信念を形成したがゆえに、「自分はこの一輪車に乗れない」、と思うのである。

ここで、一般的能力を指す命題と個別的行為に関する命題という、普遍と個別との双方向の推移が見られるのは明らかだろう。すなわち、個別行為の失敗から普遍的な不自由さの信念を形成する、「個別⇒普遍」の方向と、普遍的な信念から個別の行為に対する制約が与えられる、「普遍⇒個別」の方向とである。ただし、ここで述べた限りにおいては、この双方の関係は、まったくパラレルなものではない。前者においては、個別行為の失敗と不自由さについての普遍的な信念が並置されているのに対し、後者において不自由さの普遍的な信念と並置されているのは、失敗するか否かと無関係な個別行為だからである。後者の並置において想定されている状況は、何ができないのかを思ったうえで、行為者はそれとは別の行為選択を行う、といった状況である。たとえば、自分は飲酒ができないから（もしくはお金の持ち合わせがないから）週末の忘年会は欠席する、といった事例である。こうした状況においては、不自由さの信念は、行為者が行為選択をするさいに役目を果たしており、行為者はその信念をかんがみながら、自分になしうる代替行為を考慮することになる。しかしこれは、行為の失敗とは独立の事柄である。「普遍⇒個別」の関係として取りあげられるものは、不自由さの信念が個別行為の失敗に貢献するような状況でなければならない。そこで次に、その種の信念が行為の失敗にどのように関与しているのかを見ることにしよう。

3 不自由さの信念と行為の失敗

さて、不自由さの信念から行為の失敗が招かれる状況ということでとりあげ

[4] しかしまた、心的強制による制約のうち、このように定式化できないものもある。たとえば高所恐怖症なので吊り橋を渡れない、といった場合には、自身が高所恐怖症であるという信念ゆえに吊り橋を渡ることができないわけではない。高所恐怖症は、腕の骨折や低身長と同様に、外的制約として行為者のふるまいに制限をかける。そして、高所恐怖症が心的強制として働くのは、むしろ、「当の吊り橋の高度からすると、高所恐怖症をもつ私はそこで足がすくんでしまって渡ることができないだろう」といった、吊り橋を渡る行為の部分的特徴に関する信念であると思われる。

たいのは、「行為者 A にはφをなしえない」という命題によって表現される行為者の実行能力を超えた可能性が、行為者の信念の内容になることによって行為の失敗に結びつくような状況である。実際にはその命題は、一人称的な、「私にはφをなすことができない」という形で特定される。そしてこうした信念が行為を制約する不自由さとして行為者に現れる形態については、次の三つを区別しておく必要がある。(なお、現になされる行為をφとし、それ以外の任意のひとつの行為をφとする。)

(1)「φできない」と信じていること
(2)「φ以外のことをできない(φしかできない)」と信じていること
(3) φという選択肢の存在が行為者に信じられていないこと

(3)のような意識されていない他可能性、ないし、他可能性の存在が信じられていないことは、行為者のふるまいに影響する要因ではありえないから、ここで理解する「認識上の不自由」の一種には含めない。そして私がもっか決定論的主張の一解釈として論じているのは、(1)ではなく(2)の形の信念状態である。というのも、(1)の形の信念は前節末で指摘したような、あるひとつの行為可能性を排除することによって行為選択肢を制限するものであって、当該の行為の失敗とじかに関与するものではないのに対し、(2)は現実に自分が何をなしたのかを把握していることによって明示的に得られる信念であるからである。

ここで、 (3)のような行為者の思考から排除されている選択肢が説明力をもたないということを簡単に説明しておこう。ある見方をすれば、自由の形而上学において言及される他可能性とは、「行為の時点において行為者に思い浮かんだ選択肢」として理解することができる。つまり、ある行為について「他可能性がある」とは、行為者にある選択肢が思い浮んだこととして理解できる。もしもそのような他可能性の理解に立つならば、逆に「他可能性がない」とは、行為者にある選択肢が思い浮かばないことを意味するものだと理解されることになる。だが、もっか論じている認識上の不自由とは、他可能性がないことについての認識である。というのも、私が提示しようとしているのは、行為に導いた要因として他可能性の不在をとりだすことによる、「決定論的」主張の再解釈であり、端的にある可能性が思い浮かばないという状態は、「ゆえに」で説明されるような或る行為へと行為者を導く因果効力を持たないと考えるからである[5]。すなわち、私が目を向けたいのは、自分がφできると信じることはできな

[5] こうした認識論的主張としての決定論の解釈(ないし認識上の不自由という考え)につながる「ゆえに」の読み方は、Blumenfeld [1971], n. 4.を参考にしている。彼自身のそうした「ゆえに」の理解は、Frankfurt [1969]が仮想事例を用いて他可能性説を批判するさいに「ゆえに」の言葉の内実を与えていないことを指摘する過程で与えられたものである。

い、という意味での＜信念の不自由＞といった事態ではなく、自分はφできないと信じる、といった形をとった＜不自由の信念＞のほうなのである。

上記のように考えることは、「別様にできない」ということを、「別様にできないということを信じる（認識する）」こととして理解することでもある。するとこの理解によれば、別様にできないがゆえにφしたということが適切な行為記述であるためには、φ以外のことを自らはなしえないことを行為者が信じている（認識している）ことが必要である。たとえば脳操作や認知能力の欠陥によって、私が昼食にラーメンを食べる以外の選択肢が排除されており、その結果私はラーメンを食べた、という状況を想定してみよう。認識上の不自由という考えによれば、こうした状況においても私がラーメンを食べる以外の選択肢が排除されていることを信じていない限りは、つまり不自由さの認識がない限りは、他可能性の不在は、私がラーメンを食べたことに対する説明力を持っていないことになる。もちろん行為者が信じていない（認識していない）可能性は、行為者が選ぶことがそもそもできなかった可能性であるから、行為の説明において言及するのは理に反している。しかしまた、ある可能性の不在を行為者が考慮したという事実があるとすれば、その可能性はその時点の現実世界に直接関与しているわけではないとしても、行為の選択に十分関与していると言ってよい。そして後者の感覚を重視して、自由と決定論の対立を、形而上学的な問題ではなく認識上の問題として理解し、さらに「認識上の不自由」や「認識上の決定論」でもなく、「不自由の認識」に注目することが重要であると考えるのである。

ところで、これがどのような意味で、前節末で私が「普遍⇒個別」の関係として述べた、「不自由さの信念が個別行為の失敗に貢献するような状況」であるのだろうか。それを理解するには、「ここで私は A しかできない」と信じて A することによって、本来なしたくなかった行為 A を行為者はなすことになる、といった状況を考えればよい。もしくは、A の遂行に固執するあまり、それ以外の適切な代替行為に気づかない、といった状況でもよい。議論の余地は残されるが、このような事例を、当座は不自由の信念から個別行為の失敗が導かれる状況として考えることにしておきたい。

さて、しかしながら二段落前で提示したような決定論解釈の採用は一筋縄には行かない。というのも、そのさい不自由や決定論のそうした解釈を支持する限り、その不自由さや決定についての認識がどのように可能になるのかの説明が求められるからである。つまり、自分が何を選択肢として思いつくかについての、もしくは、それ以外のことを思いつかないかについての、（認識能力についての認識という意味で）高階の認識を得ることの説明が必要になる。さらには、自分が何を認識しているのかについてや、そのことしか選択肢として認識していないこと（それ以外のことを認識していないこと）についても、行為者

が高階の認識を得ていることを説明しなければならないだろう。だが、ある行為の可能性がないことについて、もしくはある行為の可能性が自身に思い浮かばないことについて、当の行為の生起に先立って説明しようとすることは、認識できないことを認識するという、パラドキシカルな事態を説明するという難題を呼び込むことになってしまう[6]。

困難は、二つの直観が拮抗していることにある。一つには、日常的な場面において行為者が行為の事前に、ある可能性がないことを認識したり、行為選択肢の限定性を認識したりすることは稀であり、行為者自身の観点に立つ限り、行為の説明項のうちに他可能性についてのそのような認識を持ち出すことは実情に反しているという感覚がある[7]。他方でまた、われわれはふだん限られた選択肢の中から行為を行っており、そのことに疑念をもつこともない、という事実を踏まえる限り、何を選択肢として把握していないのかを把握していると言いうるようにも思われる。

そこで、不自由についての信念が生成する過程について、説明を与えることに焦点を絞ろう。そのためには、他可能性の理解から仕切り直しをすることが有効である。とりわけ他可能性が行為説明において果たす役割と、その関与の仕方について振り返っておくことが重要である。そのために、「不自由」や「決定論」といったことがらについて、二点の事実を確認しておこう。まず一点は、「不自由」や「決定」は、何に対する不自由であり、何についての決定であるのかをわれわれが読み込んではじめて理解が可能になるということである。もう一点は、その意味で「不自由」や「決定」の内実が判明するのは、「選択」し「試みる」過程の事後においてであるということである。つまり、どのような選択肢が自分に欠けていたのかは、それが選ばれなかったとか、それを選んで試みたが実現されなかったとかいったように、反省や後悔のかたちをとって、「失敗」として行為者に認識されるのである。そして、一般に意図的行為の失敗が語られるさいにはそれを「なそうと努める」過程に言及される、ということを踏まえるならば、「不自由」や「決定」が何についてのものであるのかは、何かを試みたうえでその可能性が実現されない経験を通して知られるものだと言える。もちろん初めて試みる特定の行為に対して、その試み以前に不自由さや決定論の脅威が感じられることがあるだろう。だがそれは、類似のタイプの行為をなした経験から推測された不自由感や、決定論的主張に対する畏怖の念と

---

[6] この段落で私は、認識と信念の区別を厳密に行っていない。だがこの二つの区別を無視しているわけではなく、両者を行為と関連させて区別する作業に困難を見たために、本稿で扱いきれなかっただけである。ただし、間違った方向に考察を進めないためには、この段落以降の「認識」となっている記述は、「信念」で統一して読まれたい。

[7] ただし、行為者が形成した「φしかできない」という信念を、教皇の面前で「私はここに立っていることしかできない」と強弁したルターのような、「私はφ以外のことはできない」といった能動的な態度表明として理解した場合には、状況は異なるだろう。

いったものに近い。

しかしまた、想定次第では、「選択」や「試みる」過程の事前において、不自由や決定が認識されるような状況設定も可能である。つまり、ある選択肢（たいていはその状況でなされることが求められていたり、望ましかったりする選択肢）を認識しているにもかかわらず、なんらかの制約によってその選択肢を選べないような状況である。たとえばタバコを吸おうと口にくわえるが、ポケットにマッチがないことに気づいて喫煙をあきらめるといった場合を考えてみればよい。そこでは、意図の達成に必要な手段行為を知りつつもそれを選択できないがゆえに行為を断念する。（それは、テーブル上の状況を見てはじめて、求められているカードが手札にないことに気づくのに似ている。）ある選択肢を認識することと、その選択肢が選べるかどうかとは独立なのである。

すると、他可能性が論じられるさい、それは①行為の事後の反省的な観点から捉えられたものなのか、②行為の事前の熟慮的な観点から捉えられたものなのかの区別が立てられるべきであろう。（少なくとも、適切な責任帰属の理論を提示するという目的ではなく、行為の現象論的考察という目的のもとで他可能性を考えるならば、そうすべきである。）①であれば、すでに生起した（／生起しなかった）現実世界の過去の出来事について、それが生起しなかった（／生起した）世界を考えることになり、それは選択肢ではなく、現実世界のオルタナティヴとしての他可能性（可能世界）に言及することになる。他方②であれば、具体的な行為の選択肢ということになる。それは、自販機についたボタンのように相並ぶ複数の選択肢を行為者に提示するものであって、「このようではない可能性」という現実世界とのオルタナティヴの含意とは無関係に提示されるものである。

ここで論点を、個別行為の失敗から不自由の信念がどのように形成されるのかという問いに戻そう。ふつう不自由の認識は、①のように事後的な反省によって得られた失敗の経験から、②のようにして選択肢を排除するという形をとっている。たとえば、初めて訪問した知人宅でドアを開けようとノブをつかむがそれが開かなかった場合、私はドアをそのままで開けることはできないことを認識する。またあるときには、発車時刻の５分前に自宅を出て駅に向かい、特定の電車に乗り遅れたならば、その歩行速度と出発時刻ではその電車に乗ることができないことを自覚する。こうした状況下で行為者は、自身がなしうると信じていたことを実際には自身がなしえていないことに気づく。そしてこの事情を説明するには、意図的行為の背後にある態度を、自身がなしえないとは信じていないという心的態度によって理解する図式[8]では、不十分である。とい

[8] たとえばBratman [1987]は、意図的行為の背後には、その行為をなすことができるという信念が存在していることは必要なく、その行為をなすことはできないと信じてはいない、という弱い形の心的態度があればよいと考えるのである(§3.4.2, §9.2, §9.3)。

うのも、そのような「弱い形の」態度しか行為者が持っていない場合、何かを試みたあとでそれが失敗に終わったという事実の認識からは、当の行為をなせなかったという信念はじかに形成されないように思われるからである。おそらく私のこの感覚の背後には、次のような考えが存在している。当の状況の後に得られる信念は、「そのドアはしかじかの状況では私には開けることができない」とか、「しかじかの時間と速度では電車に間に合うことができない」といった「強い形の」心的態度で表現されるのであり、そうした「φできない」という信念は、当初「φできる」と思われていたものが否定されることによって得られる信念である、という考えである。議論の余地は残されるが、少なくとも現段階では、このようにしてわれわれは、個別の失敗の経験から一般的な不自由の信念を得ていると私は考える。

4 結語

本稿で私は、行為はときおり失敗するものであるという見地から、行為の実現可能性に関する行為者の信念の関係について考えた。途中の議論で、行為の失敗に関与する信念状態には三つの理解がありうることを確認した。そのうえでまた、行為に直接関与する不自由の信念とは、「私はφできない」という形をとった信念状態であることを示した。そしてそうした信念が得られるためには、個別行為のさい、あらかじめ行為者には、＜当の行為を自身がなしえないとは信じていない＞という弱い形ではなく、＜当の行為をなすことができると信じている＞という強い形の信念態度をとっていると考えるのが適切であると結論した。

行為者が何を「できる／できない」と思っているのかということと、行為の失敗との関係は、様々な観点から考察されるべき複雑さを呈している。本稿はその問題へのひとつのアプローチとして、標準的な意図的行為を考えながら、行為可能性に関する信念のあり方の適切な理解図式を提示した。失敗の側面を考慮すれば、こうした認識論的な図式を行為の説明図式に配置することが、自然主義者であれ反自然主義者であれ、行為の説明理論に携わるものにとって考慮に値する課題になるだろう。

文献

Blumenfeld, D. [1971], “The Principle of Alternate Possibilities,” *The Journal of Philosophy*, vol. 68, No. 11, 339-45.

Bratman, M. E. [1987], *Intention, Plans, and Practical Reason*, Harvard University Press［邦訳：門脇・高橋訳『意図と行為――合理性、計画、実践的推論』 産業図書、1994］.

Frankfurt, H. G.. [1969], “Alternate Possibilities and Moral Responsibility,” *Journal of Philosophy*, 1969, No.69, 829-39.

（かべや　あきよし）